

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、企業価値の持続的な向上のため、迅速かつ確かな経営判断に努め、また内部統制体制の構築・強化とその実効的な運用により経営の健全性を維持し、株主の負託に応えるとともに国際社会の一員として企業の社会的責任を果たしてまいります。

また、当社は2018年6月開催の株主総会での承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の適法性および妥当性の監査を担うことで、取締役会のガバナンス体制を強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役に委任することにより、業務執行の機動性を高めてまいります。

【基本方針】

1. 株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）との適切な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み、透明性の確保に努めます。
4. 取締役会において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 監査等委員会は適切かつ確かな監査を実施し、取締役会のガバナンス体制の強化に努めます。
6. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■ 補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性について分析・評価およびその結果の概要開示

取締役会の運営やあり方についての分析・評価を実施することは、取締役会全体の実効性を高めるうえで非常に重要であると認識しております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催していますが、審議時間、配布資料の内容などを分析・評価の上、各取締役から意見を聴取するなど、運営やあり方について議論を深めていくように努めます。また、2018年6月に監査等委員会設置会社へ移行しており、監査等委員である取締役とも協議を重ね、今後、開示方法（開示時期・内容等）についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■ 原則1 - 4 いわゆる政策保有株式

< 政策保有に関する方針 >

当社は、重要な取引先との信頼関係を構築し、当社の中長期的な成長・企業価値の向上に資することを目的として、政策株式を保有します。

< 議決権の行使基準 >

当社は、議決権の行使にあたって、議案内容を厳格に検討し、当社の企業価値を毀損させることがないか、当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するか、反社会的行為を行っておらず、株主利益を軽視していないかなどを総合的に判断しています。

■ 原則1 - 7 関連当事者間の取引

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引を行う場合は、法令・取締役会規則に基づき取締役会並びに監査等委員会で事前承認を得ることとしています。また、その取引実績については関連法令に基づき、適時適切に開示しています。

■ 原則3 - 1 情報開示の充実

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は「創業以来培ってきた精密技術を基礎に市場ニーズを絶えず先取りし、新しい価値の創造を通じ、社会に貢献する」を経営理念に、お客様のご要望に合致した「高精度」「高速」「高剛性」の製品を提供することにより、長期的に成長を持続させていくことを目指しています。経営理念のほか、経営戦略、経営計画につきましては当社ホームページに掲載しています。

<http://www.tsugami.co.jp>

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名方針と手続

< 選任・指名方針 >

当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む）の指名にあたっては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。

< 手続 >

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は上記方針に基づき代表取締役CEOが提案し、取締役会で決議しています。監査等委員である取締役候補者は上記方針に基づき代表取締役CEOが提案し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決議しています。また、監査等委員会は、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べることにしています。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名についての説明

取締役(監査等委員である取締役を含む)の候補者の各々の略歴については、株主総会招集ご通知および有価証券報告書に記載しています。また、社外取締役の選任理由については、それぞれ、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理 組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営に係る事項」(取締役関係)「会社との関係(1)」および「会社との関係(2)」に記載しています。

■ 補充原則 4 - 1 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めています。経営各階層が決定すべき事項については、社内規定「職務権限規程」でその権限 基準を定め、各職位の職務権限を明確にしています。

■ 原則 4 - 8 独立社外取締役の有効活用

当社は、監査等委員である取締役を含め全取締役11名中、社外取締役は5名(うち独立社外取締役を3名)選任しています。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、独立した立場での意見を踏まえた議論を可能としています。

■ 原則 4 - 9 独立性判断基準及び資質

当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック 機能を期待して独立社外取締役を選任しています。

■ 補充原則 4 - 11 - 1 取締役会全体バランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、グローバルな事業展開や変化の激しい事業環境の中、性別・年齢・国籍の区別なく、経験・知識・専門性を考慮し、全体のバランスに配慮しながら取締役(監査等委員である取締役を含む)候補を選任しています。また、社外取締役には、企業経営、金融、法務等の分野で専門知識を有し、且つ見識の高い人を選任することにより、取締役会全体としての多様性を図っています。

■ 補充原則 4 - 11 - 2 取締役(監査等委員である取締役を含む)の他社役員兼任状況の開示

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く)が他の上場会社の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を受けることとしています。兼任の状況については、株主総会招集ご通知および有価証券報告書に記載しています。

■ 補充原則 4 - 14—2 取締役(監査等委員である取締役を含む)に対するトレーニング方針の開示

取締役(監査等委員である取締役を含む)がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しています。また、新任の社外取締役には、就任時に当社の歴史、経営理念、事業内容などについて説明をしています。

■ 原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は株主との建設的な対話を促進し、透明性の高い情報開示と対話を心掛け、良好な関係の構築を目指し、以下の通り、積極的にIR 活動を実施しています。

- ・当社のIR活動の実践は、代表取締役CEOが統括しています。
- ・国内・海外機関投資家、アナリストとの対話には、原則として担当役員が応じています。
- ・IR活動は広報IR課を窓口とし、技術・生産・営業部門のほか海外子会社とも連携し、より実効性の高い情報提供に努めています。
- ・決算発表、投資家向け決算説明会、希望があれば国内工場、海外工場の視察にも積極的に対応しています。
- ・当社製品を紹介するプライベートフェアを株主総会日に合わせて開催し、総会終了後、出席株主に直接当社製品を見ていただき、当社への理解を深めて頂く様にしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,379,000	9.78
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再委託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,592,000	4.71
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,103,000	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,895,000	3.44
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社)	1,799,952	3.27
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,796,916	3.26
株式会社三井住友銀行	1,516,413	2.75
株式会社北越銀行	1,484,000	2.69
ツガミ取引先持株会	1,110,000	2.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	930,400	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当子会社であるPrecision Tsugami (China) Corporation Limited(中国語社名: 津上精密機床(中国)有限公司)は、2017年9月香港証券取引所に上場致しました。

当社は、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の第5項に記載の通り、当該子会社を含むグループ会社の業務の適正を確保するための体制を構築しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西山 茂	他の会社の出身者											
吉田 均	他の会社の出身者								○			
中川 威雄	他の会社の出身者								○			
丸野 孝一	他の会社の出身者											
島田 邦雄	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西山 茂			当社の主要取引金融機関である株式会社三井住友銀行の出身であります。	企業経営者を歴任された経験と見識を有し、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためです。
吉田 均			株式会社東京精密の代表取締役社長CEOであります。当社は株式会社東京精密との間に製品仕入等の取引がありますが、金額は僅少であります。	高い見識と豊富な実務経験を有し、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためです。

中川 威雄	○	○	ファインテック株式会社の代表取締役会長であります。当社はファインテック株式会社との間に製品販売等の取引がありますが、金額は僅少であります。なお、当社は同社からの製品等の購入はありません。	大学教授および企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、取締役会に出席し、取締役の職務の執行等を公正かつ客観的に監査をしていただくためです。 <独立役員指定理由> 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しました。
丸野 孝一	○	○	第一生命ホールディングス株式会社並びに第一生命保険株式会社の出身で、現在、第一生命経済研究所の代表取締役社長であります。当社は、第一生命保険株式会社との間に保険等の取引関係がありますが、金額については僅少であります。	高い見識と豊富な実務経験を有しており、取締役会に出席し、取締役の職務の執行等を公正かつ客観的に監査をしていただくためです。 <独立役員指定理由> 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しました。
島田 邦雄	○	○	――	弁護士としての豊富な経験と見識を有し、取締役会に出席し、取締役の職務の執行等を公正かつ客観的に監査をしていただくためです。 <独立役員指定理由> 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、常勤監査等委員を選任しており、日常的に社内の重要な会議に参加することで、監査等委員会の職務に必要な情報共有を行っています。また、監査等委員会から請求がある場合は、補助使用人を置くことができますとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会、会計監査人及び監査室(内部監査部門)は定期的に情報交換・意見交換を実施し緊密な連携が保持される体制を整備しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションを実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

連結業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役および使用人に対して新株予約権を発行するものであります。2019年3月期より社外取締役及び監査等委員である取締役に対するストックオプションは付与しないこととしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年3月期に関する取締役および監査役の報酬等は下記のとおりです。

取締役 9名 : 支払総額215百万円 (うち社外取締役3名 : 支払総額29百万円)

監査役 6名 : 支払総額 64百万円 (うち社外監査役3名 : 支払総額29百万円)

(注) 1. 上記の報酬等の総額にはストックオプションによる報酬額を含んでおります。

取締役 9名 : 総額51百万円 (うち社外取締役3名 : 総額5百万円)

監査役 6名 : 総額15百万円 (うち社外監査役3名 : 総額5百万円)

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額250百万円(使用人分給与は含まない)であります。

また、この報酬額とは別枠として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額80百万円以内としております。

4. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円であります。

また、この報酬額とは別枠として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額20百万円以内としております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上の役員はおりませんので、役員ごとの報酬額の開示は行っておりません

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、株主総会決議により報酬総額の上限を定めており、各取締役の報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲および業務等を勘案し、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議により報酬総額の上限を定めており、各監査等委員の報酬は常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会は総務部が事務局となり、全取締役に対し、決議事項および報告事項に関する資料を配布するとともに、社外取締役に対しては必要に応じて口頭説明も行っております。

監査等委員会においては、社外監査等委員に対して常勤監査等委員から適宜必要な情報・資料を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行

当社は執行役員制度を導入し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行うことにしております。

業務執行状況については、執行役員以上が出席する毎月1回の経営会議で業務状況の報告と進捗状況をフォローしております。

(2) 監査・監督

監査等委員は取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に基づき監査を実施しております。

また、監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役、執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査部門および会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしてまいります。

当社は東京証券取引所の上場規則に定める独立役員を指定しております。

当社としては、現在の社外取締役5名(監査等委員である取締役を含む)体制により、外部からの経営の監視機能という面でガバナンス機能を十分発揮できる体制が整っていると考えますが、上場会社として株主の利益保護の観点から、より独立した立場からの監督機能を確保することが重要であるとの認識の下、一層のガバナンス強化を図る目的で独立役員3名を確保しております。

内部監査については、CEO直轄の内部監査部門(監査室)を設置し、独立した立場から当社および子会社の事業活動が法令・規則・経営方針に準拠して適正に効率よく行われているか監査し、業務の改善に向けたアドバイスや勧告を行ってまいります。

(3) 責任限定契約

当社は、社外取締役(監査委員等である取締役を含む)全員との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である社外取締役3名(うち独立役員3名)を含む4名の監査等委員が取締役の職務執行を監査しております。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、社内取締役5名、社外取締役2名の計7名となっております。

社外取締役の選任により、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主との利益相反が生ずるおそれがない独立した立場で、幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は定時株主総会招集通知を5月に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は他の上場会社の株主総会が集中する日(第1集中日)より前の週に株主総会を実施しております
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2018年6月定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の専任課長を配置しております。	
その他	英語版として、東証開示物の一部を英訳してホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ツガミグループ行動規範」に規程しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、ISOに準拠した取り組みを実施中です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針について以下のように決定しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会はコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。
- (2) 当社の取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築するとともに通報者の保護を図る。
- (3) 当社CEO直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。
- (4) 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に基づき監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催し、取締役会規則により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。
- (2) また、原則毎月、経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。
- (3) CEO、国内営業部門・海外事業部門・技術管理部門・生産部門・管理部門の5部門を統括する委員で構成される経営委員会を原則毎月開催し、取締役会付議案件を含む重要な業務執行案件を合議する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、経営委員会で子会社のその月次業績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的に開催される経営会議等で、重要事項の事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「ツガミグループ行動規範」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
定期的に開催される経営会議に子会社の取締役等も参加し、内部統制に関する協議を進める。
内部監査部門(監査室)は、子会社が業務の執行において法令・社内規程およびコンプライアンスを遵守していることを確認する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会から請求がある場合は、監査等委員会を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことができる。
- (2) 当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他当社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

7. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性の確保に努める。

- (2) 当社は、補助使用人の独立性の確保に必要な下記事項の明確化などに取り組む。

補助使用人の権限

補助使用人の属する組織

取締役(監査等委員である取締役を除く)の補助使用人に対する指揮命令権を排除する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権を付与する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、その職務の執行に関して、次の事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。

会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項

内部監査部門(監査室)の内部監査の結果

内部通報制度の運用状況及び通報の内容

(2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の役員および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。

子会社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を当社の監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の体制の整備に努める。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
(2)監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
(3)監査等委員会は、内部監査部門(監査室)と密接な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告の信頼性確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
(2)内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。
(3)本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門(監査室)を責任部署として実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
(2)反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

- (1) 当社は「ツガミグループ行動規範」を制定し、重要な会社情報を公正、正確、迅速に開示することを社内に周知徹底しております。
- (2) 開示対象情報は、上場規程その他の関連諸法令・諸規則に基づき、情報取扱責任者の統括のもと管理部門（総務・経理関連部署）で収集・分析し、取締役会または代表取締役CEOの承認を得て開示する体制となっております。
- (3) 「決定事実」「決算情報」については取締役会による決議・決定が行われたのち直ちに、「発生事実」については発生を認識した時点で速やかに開示いたします。また、開示した情報は当社のホームページにも掲載しております。
- (4) 当社は「インサイダー取引防止規定」を制定し、内部者取引の防止の徹底を図るとともに、内部情報の管理に万全を期しております。

【監査等委員である取締役に関する補足説明】

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営に係る事項」【取締役関係】の内、監査等委員である取締役に付きましては以下の通りであります。

定款上の監査等委員である取締役の員数	5名
定款上の監査等委員である取締役の任期	2年
監査等委員である取締役の人数	4名
監査等委員である社外取締役の人数	3名
監査等委員である社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

ツガミ 「コーポレート・ガバナンス体制」

